

【資料編】

1. ニューサービスの導入と検査の合理化措置

1. 用語の解釈

(1) 検査合否情報

自動車検査員が指定整備において法定点検と併せて検査と同様な点検を実施した後、保安基準に適合している（検査合格）か、適合していない（検査不合格）かを判断し、その旨をお客様にお知らせすることをいいます。

(2) 検査合否予測情報

自動車検査員が法定点検及び目視点検等を実施した結果、テストによる検査を実施する前に摩耗状態等から検査の合否が予測できる場合に、検査合否情報に代えて予測情報としてその旨をお客様にお知らせすることをいいます。

(3) 予防整備情報

自動車の継続的な保安基準適合性を維持するためにどのような整備が必要になるかをお客様が判断できるような内容（自動車の劣化・摩耗の状態及び整備の内容等）をお客様にお知らせすることをいいます。

(4) 今回整備

指定事業場からの情報提供に基づき、お客様が今回の車検と同時に実施すると判断した部分の整備をいいます。

(5) 後日整備

指定事業場からの情報提供に基づき、お客様が今回の車検と同時に実施しないと判断した部分の整備をいいます。

2. ニューサービスの概要

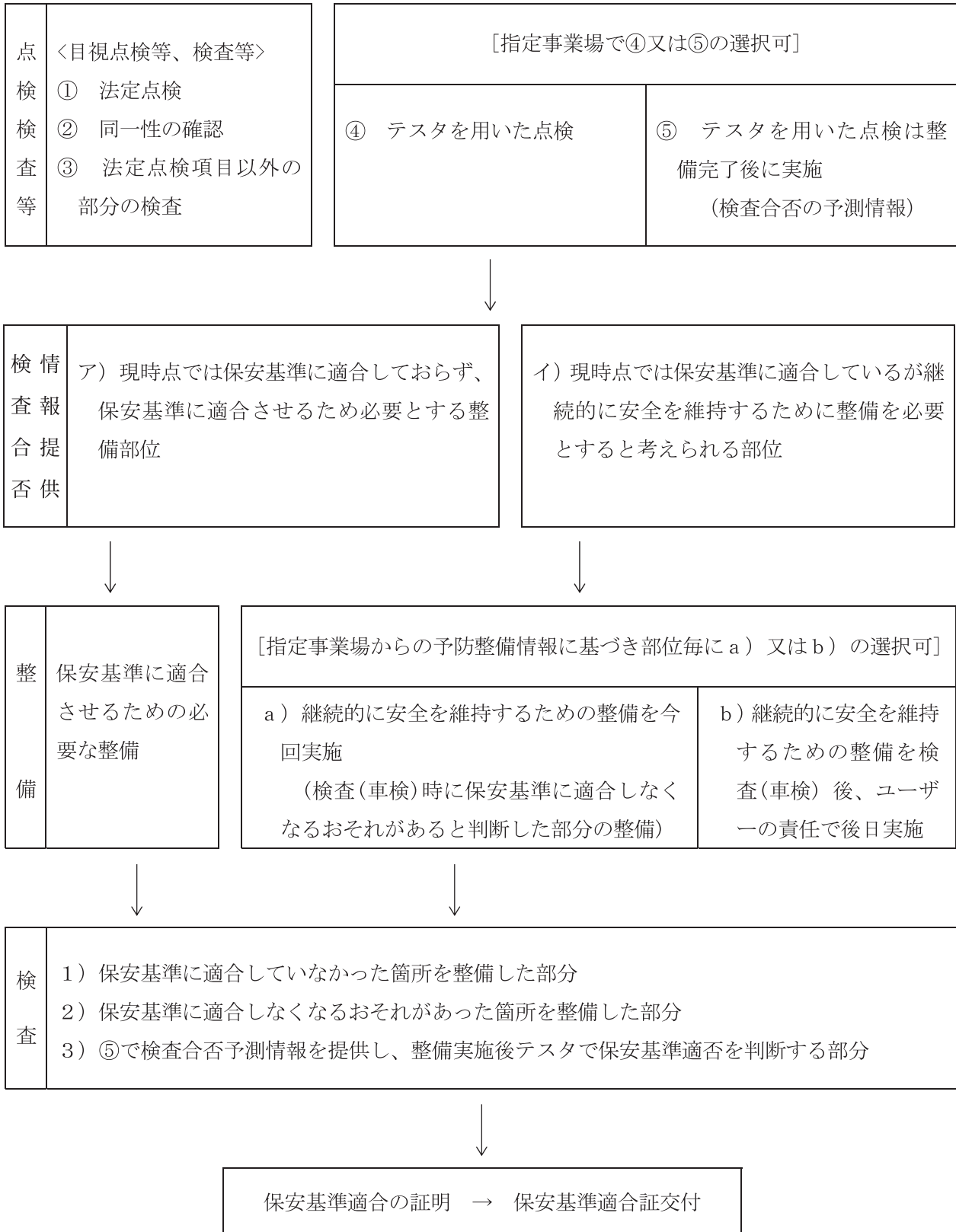
(1) ニューサービスとは

ニューサービス（情報提供によるユーザー選択型指定整備）とは、高度な検査・点検・整備技術を有する自動車検査員（以下、「検査員」という。）が、指定整備において法定点検と併せて検査と同様な点検を実施した後、お客様に検査合否情報（又は、検査員が目視点検等を実施した結果、テストによる点検を実施する前に摩耗状態等から検査の合否が予測できる場合は、検査合否予測情報でもよい。）及び予防整備情報（点検・検査に基づく安全性を維持するために必要な整備の情報）をお客様にわかりやすい方法で提供し、その情報に基づいてお客様自身が、①保安基準について適合しなくなるおそれがあり整備を行なうと判断するか、あるいは、②後日の機会に整備するため今回は整備しないと判断することにより、車検時における整備内容、整備料金についての透明性を確保し、お客様の信頼をさらに確立するものです。

すなわち、現在ややもすると業界中心型サービスの傾向を、今後はおお客様の視点（お客様の自動車の使用状況、保守管理方法等）に立ったお客様中心型サービスへと転換するものです。

なお、点検・整備メニューの中からニューサービスによる車検を依頼するか否かは、お客様自身の判断によるものとなります。

(2) ニューサービスの概念図



3. ニューサービスにおける点検・検査の実施

検査の合理化措置は、指定事業者の負担の軽減を図るために導入されたものですが、ニューサービスにおける点検及び検査の実施は、「検査の合理化措置」を活用して行なうことが前提となります。

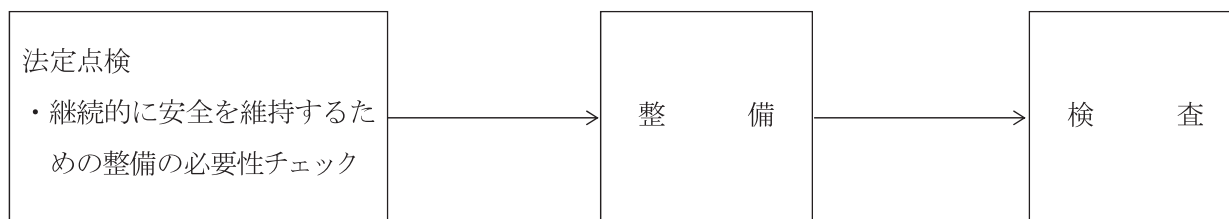
(1) 検査の合理化措置（車両法第94条の5第4項後段）とは

一般的に指定整備における検査は、点検・整備を行なった後に行なっていますので、点検の結果、整備の必要がなかった部分についても検査を行なわなければならない、点検と同様の内容の検査を行なう部分については作業が重複することとなります。

このため、指定事業者の負担軽減を図るために、法定点検に検査機器等による検査と同様なチェック（指定自動車整備事業規則別表第二の1の項、2の項）を加えた点検を検査員自らが行ない、その後整備の必要がなかった部分については、検査を実施して保安基準に適合すると判定したものとみなすこととし、検査作業の一部を省略（合理化）できることとしたものです。

指定整備における点検・整備・検査の現状と検査の合理化措置

現 状

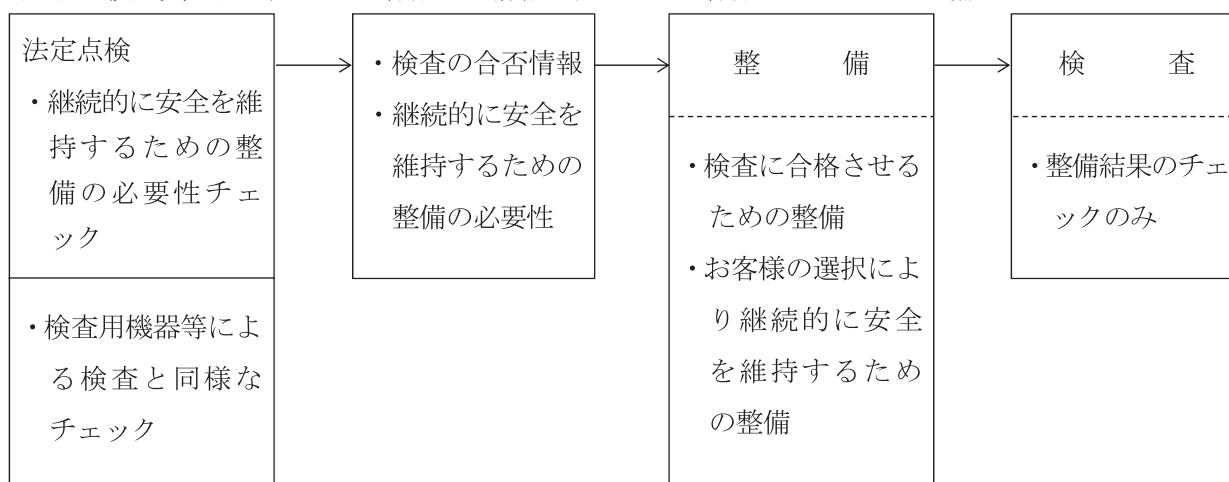


ニューサービス

(自動車検査員が実施)

お客様への情報提供

お客様の選択による整備



(2) 検査の合理化措置の活用

検査の合理化措置の実施にあたっては、検査員が点検基準で定める点検（指定自動車整備事業規則第6条）と、検査等の基準（指定自動車整備事業規則別表第二の1の項、及び2の項）に定める方法に準じた点検を行うものです。また、その際に法定点検では保安基準適合性が判定できない部分（点検基準にない項目、例えば、車体の突起、前面ガラス等への着色フィルム等の貼付）であって、かつ、その保安基準に適合している状態が指定整備に係る点検整備作業の影響を受けない部分については、検査等の基準（指定自動車整備事業規則別表第二の3の項及び4の項）に基づく検査を併せて行うこともできます。

また、「検査の合理化措置」を活用する場合には、前述の法定点検及び検査作業の全てを「検査の合理化措置」の活用によって行わなければならないとの制約はありません。例えば、目視等点検による部分は合理化措置を活用し、検査機器を用いる点検については合理化措置を活用せずにすべての整備が完了した時点で検査を行う等、指定事業者の判断により選択することも可能です。

したがって、ニューサービスは、検査員が目視等点検を実施した結果により、保安基準への適合性が摩耗状態等から充分予測される場合において、検査合否の予測情報を検査合否情報に代えて提供することも含まれます。

(3) 自動車検査員が行える作業範囲の拡大

検査員が行える作業範囲としては、従来、完成検査に伴う簡単な調整作業及び通常の点検に伴う作業とされていましたが、今般、点検・検査作業の合理化を図るために、次のように拡大されました。

検査員が行える作業範囲

① 点検するために不可欠な作業

「自動車の点検及び整備に関する手引」（平成19年国土交通省告示第317号）に例示してある点検作業の範囲

② 点検に付随する軽微な作業

- ・点検のために取り外した部品を再度取り付ける際の清掃及び摺動部への給油脂
- ・増し締め

③ 点検と併せて行うことが合理的である軽微な交換又は補充作業

- | | |
|-------------------|--------------------|
| ・シャシ各部への給油脂 | ・ディストリビュータ・キャップの交換 |
| ・油脂液類の補充（交換は不可） | ・バルブ、ヒューズの交換 |
| ・点火プラグの交換 | ・ワイパー・ブレード、ゴムの交換 |
| ・エア・クリーナ・エレメントの交換 | ・タイヤの交換（位置交換など） |
| ・燃料フィルターの交換 | |

④ 点検又は検査時に行うことが合理的である軽微な調整作業

- ・前照灯の照射方向の調整
- ・アイドリング、CO・HCの調整
- ・点火時期の調整
- ・タイヤの空気圧の調整

(4) 完成検査場で行える作業範囲の拡大

完成検査場で行える作業範囲としては、従来、検査用機械器具等を用いて行う点検の範囲とされていましたが、今般、点検・検査作業の合理化を図るために、次のように拡大されました。ただし、当該完成検査場が、屋内現車作業場から離れて設置してある場合には、検査機器を用いて行う点検及び点検又は検査に伴う軽微な調整作業の範囲となります。

完成検査場で行える作業範囲

① 点検するために不可欠な作業

「自動車の点検及び整備に関する手引」（平成19年国土交通省告示第317号）に例示してある点検作業の範囲

② 点検に付随する軽微な作業

- ・点検のために取り外した部品を再度取り付ける際の清掃及び摺動部への給油脂
- ・増し締め

③ 点検と併せて行うことが合理的である軽微な交換又は補充作業

- ・シャシ各部への給油脂
- ・油脂液類の補充（交換は不可）
- ・点火プラグの交換
- ・エア・クリーナ・エレメントの交換
- ・燃料フィルターの交換
- ・ディストリビュータ・キャップの交換
- ・バルブ、ヒューズの交換
- ・ワイパー・ブレード、ゴムの交換
- ・タイヤの交換（位置交換など）
- ・タイヤの空気圧の調整

なお、作業範囲の拡大は、ニューサービスにおいてのみ適用されるものではなく、指定整備における検査員及び完成検査場での作業範囲として適用されるものです。

また、目視等による検査及びCO・HC測定器による検査は、現車作業場でも行うことができるようになりました。（P58 3 作業場等の基準の解釈 参照）

4. ニューサービス導入にあたっての留意事項

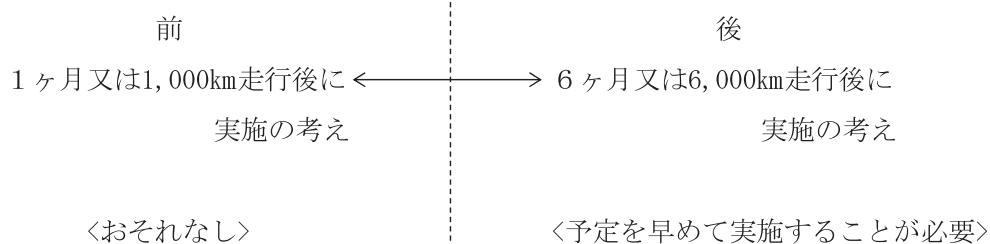
(1) 保安基準に適合しなくなるおそれの解釈

「保安基準について適合しなくなるおそれ」の解釈は、ニューサービスの導入に伴って明確化されたものです。すなわち、指定事業場において点検・検査等の結果、お客様に予防整備情報として必要な整備の目安となる実施時期の情報提供をした場合、お客様はその情報に基づいて、自動車の使用状況を勘案しながら、不具合が発生すると想定される時期の前に整備を実施する考えであればおそれがないこととなりますが、仮にその時期の後で実施する考えであったとすれば予定を早めて実施することが必要です。

この場合、おそれをなくすための保守管理維持責任義務はお客様にあります。

例えば、指定事業場からの予防整備情報では、ブレーキ装置が3ヶ月又は3,000km走行後に保安基準に適合しなくなる可能性があるとの情報を提供したとき、お客様が1ヶ月又は1,000km走行後に整備を行うと考えていればおそれがないこととなりますが、仮に6ヶ月又は6,000km走行後に整備を実施する考えであったとすれば、お客様の責任により予定を早めて3ヶ月又は3,000km走行までに整備を実施することとなります。

指定事業場から情報提供した目安となる整備の実施時期（3ヶ月または3,000km）



したがって、おそれをなくす整備は、

- ① 受注時に予め確認された、今回行う整備により今後どの程度の期間、保安基準適合性を維持する必要があるかについてのユーザーの見解に基づいて、指定事業場が判断する場合と、
- ② 指定事業場からの点検結果についての情報提供に基づいて、お客様自身が判断する場合があります。

①は、これまで一般的に行なわれています概算見積時にお客様と相談して整備内容を決めておくというもので、②は今回のニューサービスのことです。

いずれにせよ、自動車を保安基準に適合するよう維持する義務はお客様にあることから、最終的判断については、お客様が責任を負うべきものですが、一方で、お客様が判断するにあたって必要となる点検結果についての情報提供の内容について、指定事業者はプロとしての的確な情報を提供する必要があります。

(2) 複数の自動車検査員による点検・検査の実施

指定事業者は、同一車両に係る点検作業、検査作業を複数の検査員により実施する場合には、個々の検査員が担当した部分を明確にし、かつ、分担して行う作業が適正に実施できるよう、点検作業、検査作業を行う際の区分等を社内規定で定めて、指定整備記録簿及び保安基準適合証への記載等の実施体制を確立する必要があります。

自動車検査員の行う点検・検査の実施体制に係る社内規定に盛り込む場合の参考例

複数の検査員により同一車両の点検及び検査を行う場合の作業区分

同一車両に係る点検及び検査作業を複数の検査員が分担して行う場合には、次による作業区分に従い、的確に行うものとする。

作業区分

1 点検及び検査作業を2名の検査員が分担して行う場合の例

作業区分	作業記号	作 業 内 容
A	イ、ロ、ニ及びホ	法定点検、構造に関する検査 装置に関する検査（その2及び3）
B	ハ及びヘ	装置に関する検査（その1） 整備実施後の検査

2 点検及び検査作業を3名の検査員が分担して行う場合の例

作業区分	作業記号	作 業 内 容
A	イ、ロ、ニ及びホ	法定点検、構造に関する検査 装置に関する検査（その2及び3）
B	ハ	装置に関する検査（その1）
C	ヘ	整備実施後の検査

作業記号に対応する作業の内容等

記号	作 業 内 容	備 考
イ	法定点検	指定規則第6条に基づく点検
ロ	構造に関する検査	指定規則別表第二1の項 (同一性確認)
ハ	装置に関する検査(その1)	指定規則別表第二2の項 (機器検査)
ニ	装置に関する検査(その2)	指定規則別表第二3の項 (視認等検査)
ホ	装置に関する検査(その3)	指定規則別表第二4の項 (視認等検査)
ヘ	整備実施後の検査	

① 指定整備記録簿への記載

複数検査員が分担して点検作業、検査作業の実務を実施した場合には、指定整備記録簿に、実施した検査員氏名、作業区分及び実施日を記載します。

② 保安基準適合証等への記載

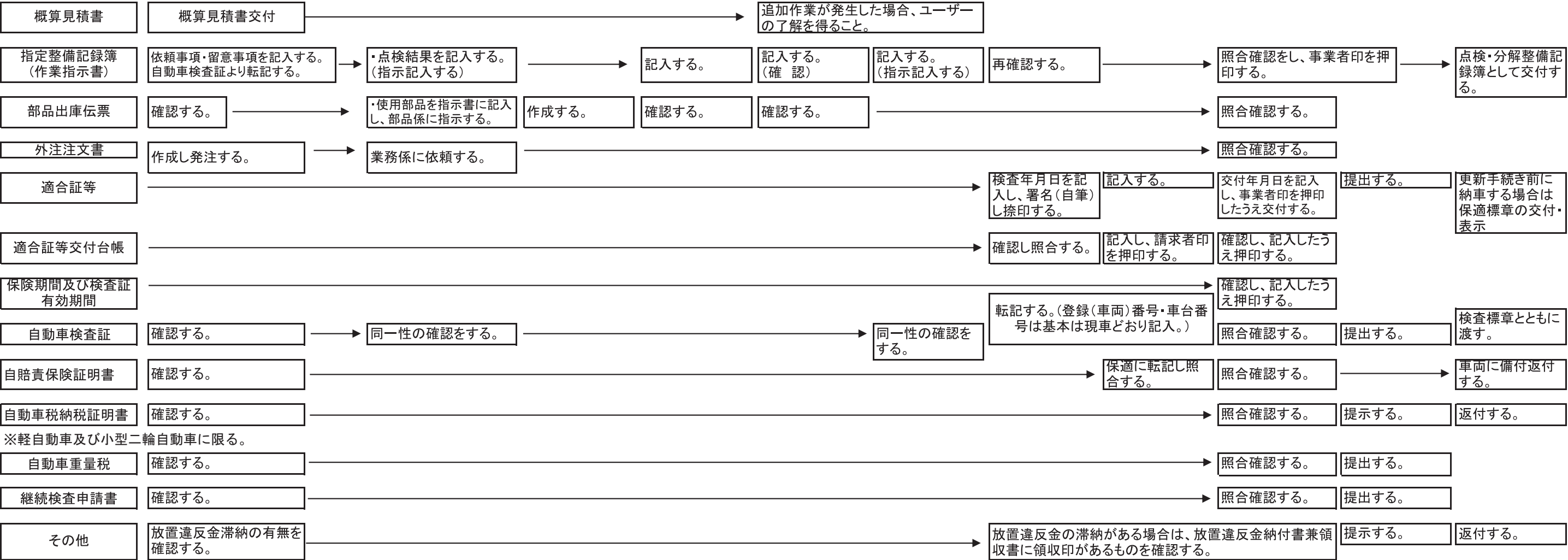
保安基準適合証への証明については、当該車両の点検及び検査の実務に携わった全ての検査員が証明します。この場合、検査員の行う点検及び検査が複数日にまたがる場合には、最後に検査の実務を行った年月日を記載します。

また、証明欄に全ての検査員が記名できない場合には、最後の検査の実務を行った検査員の記名押印に続き他何名と記載し、外の検査員については余白部に記名押印します。

2. 指定整備業務の流れ(受入から納車まで)〔例〕

◎整備事業者がユーザーから車検整備及び有効期間更新までの業務を受注した場合

作業内容	受付 (問診・車両情報入手)	車両洗淨	受入点検 (作業指示)	部品出庫	整備作業	中間検査 (分解検査)	完成検査	保安基準適合証 等の記載及び証明	事業者印の請求	関係書類の審査及 び適合証等の交付	更新手続	納 車
担当者	業務係 (フロント)	整備係	検査係	部品係	整備係	検査係 (整備主任者等)	自動車検査員	自動車検査員	業務係 (自動車検査員)	事業場管理責任者 (代務者)	業務係 他	業務係 他
業 務 内 容	・依頼事項を十分に聞き、 現車を確認し、積極的に 問診する。 ・最低限改造等の有無を 確認するため、同一性の 確認をする。 ・整備作業内容(指定整 備扱い)について、的確な 説明をする。 ・検査手続きに必要な関 係書類の確認をする。 ・車内品の有無の確認を する。 ・整備内容の概算見積書 の交付、及び整備完了時 期を明確に説明し、記録 を行う。 ・追加整備が発生した時 の対処等も確認しておく。 ・駐車違反金未納自動車 かどうか確認する。 ・FAINES等で車両情報を入 手し、リコール等も チェックする。 ・問診、過去の記録簿や カルテ等から留意事項を 指示	・車両の 下回り洗 淨を行 う。 ※各箇所 の油漏れ の点検 は、車両 洗淨前 に行う事。	・フロントからの指示に 基づき、依頼事項等を十 分に配慮し、同一性の 確認を確実に行った上 で、(12月)又は2年定 期点検に基づき点検を する。 ・点検の結果、交換部品 の指示をする。 ・整備作業担当者を選 定し、作業内容を担当者 に十分説明し、作業指 示をする。 ・外注作業の指示をす る。 ・点検結果が良の部分 等を記録簿に記入する。 また、作業指示・調整項 目は具体的に解りやすく 付記する方がよい。	・検査係からの指 示に基づき、交換 部品を出庫する。 ・持ち込まれた部 品等についても記 録しておく。 ・在庫部品がない 場合は部品を発注 する。	・作業指示に基づ き、作業をする。 ・作業結果を検査 係へ報告する。 ・追加整備作業が 発覚した時は、検 査係へ連絡し、指 示を受ける。 ・作業結果は指定 整備記録簿や作業 指示書に記載す る。 ・検査係は中間(分 解)点検を実施し作 業指示をする。	・分解を伴った部 位の組付け状態及 び機能の確認をす る。 ・追加整備の指示 をする。 ・再検箇所の再確 認をする。 ・検査結果は指定 整備記録簿に記載 することが望まし い。 ・点検整備作業完 了時、点検整備結 果や使用部品のも れを再確認する。	・検査の基準に基 づき、検査をする。 ・測定値の記録を する。 ・外注検査をする。 ・検査結果は直 接、指定整備記録 簿に記載すること が望ましい。	・指定整備記録簿 の検査欄(検査員 の担当部分)を再 確認する。 ・適合証等に自動 車検査証から転記 する(登録(車両) 番号・車台番号は 基本は現車どおり 記入する)。 ・適合証等に検査 年月日を記入す る。 ・記名(署名)し押 印する。 ・適合証等自賠償 保険証明書を確 認する。 (保険特例扱いは適 合証に検査申請最 終日を記入し、更新 日を確認する。) ・代務者が交付した ものは、後日事業場 管理責任者に報告 する。	・適合証等交付台 帳に、記入し請求 する。	・自動車検査証と適 合証等の同一性を 確認する。 ・入庫、点検整備完 成検査の完了を確 認する。 ・下記の関係書類 内容をチェックし、 適合証等に交付年 月日を記入したう え、事業者印を押印 し交付台帳に記入 の上、交付する。 ・適合証等自賠償 保険証明書を確 認する。 (保険特例扱いは適 合証に検査申請最 終日を記入し、更新 日を確認する。) ・代務者が交付した ものは、後日事業場 管理責任者に報告 する。	・運輸支局(軽自 動車検査協会)の 指定窓口に継続 検査申請書及び 添付書類等を提出 し、審査を受ける。 ・ユーザーより保 安基準適合証等 の交付を請求され た場合は、ユー ザーが更新する。 ・保険特例扱等、 有効期間内に更 新手続きが完了し たか確認する。	・整備及び検査の 内容を記録簿によ り詳しく説明する。 ・検査証及び自賠 責保険証明書の 書類の授受を確 実に行う。 ・預り品のある時 は受け渡す。 ・取替え部品を提 示し、交換理由の 説明する。 ・アドバイス・快 適情報を伝える。 ・保守管理(次回 定期点検)の必要 性を伝える。 ※数日後アフター コール



3. 指定整備の実務例

ここでは、一般的な指定整備による継続検査の場合を例としています。

(1) 受付（業務係(フロント)）

作 業 内 容	手 順
ア. 受注票の記載と検査申請書類の確認 (自動車損害賠償保障法(以下「自賠責法」という。)第9条)(車両法第62条、第97条の2) ※受注車両の情報収集	受注票(指定整備記録簿又は受付簿)に記載し、継続検査手続きに必要な次の書類を預かるとともにその内容を確認する。 1. 自動車検査証(限定自動車検査証) 2. 点検整備記録簿 3. 自動車税納税証明書 4. 自賠責保険証明書 ----- ポイント ----- 1. 自動車検査証を紛失した場合又は汚損等で識別困難なものは、同一性の確認ができないので指定整備作業の前に再交付を受けておくこと。 2. 点検整備記録簿は、貨物車等は1年間(乗用車等は2年間)の内容が記載されたものが必要である。ただし、内容に不備(定期点検未実施等)があるもの及び備え付けていない場合は、当該指定整備に係る点検整備記録簿を車両に備え付けておくこと。 3. 自動車税納税証明書は滞納がなく、その有効期限が継続検査手続日(予定)を満たしていること。(一般的な有効期間は5月31日) 4. 自賠責保険証明書の保険期間は更新されるべき自動車検査証の有効期間が満了する日までの期間の全部と重複していること。 5. FAINES等で車両の情報収集をおこなうこと。
イ. 諸費用の申し受け	継続検査手続きに必要な諸費用を預かる。 1. 自動車重量税 2. 継続検査手数料(技術情報管理手数料含む。) 3. 自賠責保険(保険契約を依頼された場合) ----- ポイント ----- 諸費用を申し受けたときは、計算書又は領収書を発行し金銭の授受を明確にしておく。(領収書を発行してもよいが、5万円を超えると収入印紙が必要となります。)
ウ. 問診の実施	依頼者から当該車両の不具合部位、修理要望箇所等を積極的に問診するとともに、車両の確認を確実に行之、指定整備記録簿(作業指示書)に記載する。 ----- ポイント ----- 1. 車両確認の際、当該車両と自動車検査証(限定自動車検査証)の記載事項を確認し、不正改造されているものについては受注しない。ただし、復元又は所定の手続き(構造等変更検査等)を行うことを顧客が了解した場合は、受注して差し支えないが、この場合、指定整備記録簿(作業指示書)等にその旨明記しておく。

作 業 内 容	手 順
	また、次の事項に留意する。 (1) 限定自動車検査証の交付を受けた自動車を取扱う場合については、当該整備を行ったことにより保安基準適合性に影響が生じる部分があった場合には、その部分について検査を行う必要がある。例えば、緩衝装置の整備を行った場合は、当該部分に加え、前照灯の主光軸の検査を行う必要がある。 (2) 限定保安基準適合証の交付をする場合において、限定自動車検査証に記載された保安基準に適合していない部分以外に保安基準に適合していないおそれがある場合には、その内容、必要性及び料金等について自動車ユーザーに十分説明し、整備を行うよう促すこと。 (3) 継続検査の結果、限定自動車検査証の交付を受けた自動車に保安基準適合証を交付する場合、規則第7条第2項及び別表第2中「1. 構造に関する検査の基準」の適用については、限定自動車検査証の記載事項を自動車検査証の記載事項とみなし、適切に確認を行うこと。 2. 必要と認められる点検内容等の説明をする。 ①点検基準による点検。 ②特殊な使用状況にある自動車について必要となる点検。 ③特殊な構造・装置を有する自動車について必要となる点検。 ただし、②③については、顧客に対して必要と認められる点検の内容を説明し、了解を得る。 3. 安全・快適情報を積極的に提供し、安全・快適なカーライフを促すことも必要です。 4. 駐車違反金未納の有無を確認する。照会が必要な場合は、同意印をいただく。
エ. 概算見積書の作成	依頼者の修理要望箇所の確認ほか、車両内外の目視点検及び定期交換の説明を行い、点検整備に要する費用の概算見積りをする。
オ. 概算見積書の交付	顧客に概算見積書を交付するとともに、車両納期の説明をする。 ポイント 1. 定期点検整備に係る基本点検整備料金表を掲示し、顧客に説明できる体制を整えておくこと。 2. 工程管理については、工程の状態を常に把握し納期が提示できる体制を整えておくこと。
カ. 指定整備記録簿の記載 (車両法第94条の6)(指定規則第10条、第10条の2)	指定整備記録簿に依頼者の氏名、住所及び車名、型式、車台番号等主要諸元、必要となる点検内容並びに顧客の要望事項等を記載する。

(2) 受入点検（作業指示）（検査係）

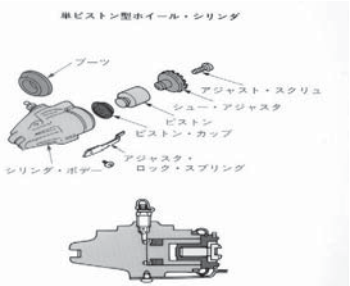
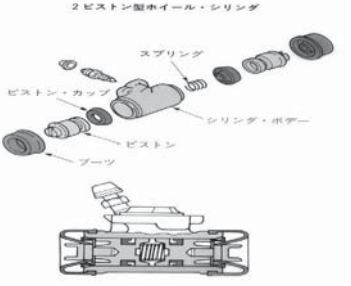
作 業 内 容	手 順
ア. 同一性の確認 (指定規則第 7 条)	当該車両と自動車検査証（限定自動車検査証）に記載されている事項の同一性を視認等で確認するとともに、不正改造など保安基準に不適合な箇所の有無を確認する。又、自動車登録番号標（車両番号標）の汚損、き損の有無、封印の取付及び車体表示について確認する。
イ.12月点検又は2年点検の実施 (指定規則第 6 条)(自動車点検基準第 7 条)	1. 指定整備記録簿を使用して、12 月点検又は 2 年ごとに行う点検（自動車の種別に応じ、自動車点検基準別表第 3、第 4、第 5、第 5 の 2、第 6 及び第 7 に規定された項目）を実施する。 また、シビアコンディション、特殊な構造・装置を有する自動車について必要となる点検を行うこと。 (自動車の点検及び整備に関する情報を活用)
※検査の合理化措置を行う場合(指定規則第 8 条・別表 2)参照	※【参照 シビアコンディション】 ○ユーザーへのアドバイス・説明事項は記録されているか ○作業指示は適確で具体的か ○再整備や部品待ちはおきないか ○ユーザーの要望は満たされるか ○点検漏れはないか ○有効期間の過ぎたダイヤルステッカー等も剥がされているか 2. 点検の結果、必要な整備の判定は道路運送車両の保安基準、審査事務規程及び点検整備方式並びに社内基準等による。 ----- ポイント ----- 担当者は、点検の基準・点検の手引き、判定基準等に精通していること。 なお、各箇所の油漏れの点検は、車両を洗浄する前に行うこと。 点検結果を、点検及び整備の概要欄に記載する。 ----- ポイント -----
ウ. 指定整備記録簿の記載。 (車両法第 9 4 条の 6) (指定規則第 1 0 条、1 0 条の 2)	1. 指定整備記録簿は、整備作業区分を明示した記号等を用いて記入すること。 2. 筆記用具はボールペンを用いると良い。 3. 概要欄への記載は、各項目又は関連項目の点検終了ごとに行い、点検漏れ・記入漏れを防止すること。 4. 車両に点検すべき項目がない場合は、点検及び整備の概要欄の□に斜線などを引いておくこと。 5. 点検結果がそのまま作業指示になるので、作業指示に結び付く記号を記載し、又、記号のみで不十分なものは、点検項目欄にその内容を朱書き等するとよい。 6. 定期交換部品は、該当項目にその旨を記入すること。(事前に顧客の了解を得ておく。) 7. 複数の作業員が作業を実施するときは、作業内容と責任を明確にするため、色分け等すると良い。 8. アドバイス・説明事項を記録すると良い。

作 業 内 容	手 順
エ. 見積額算定	受入点検後に、追加作業が発生した場合は、フロント係に連絡し、依頼者の了解を得て、その旨指定整備記録簿の依頼事項欄又は概算見積書（控）に記録した後、作業指示を行う。 ポイント 依頼者の了解を得た月日、及び了解した人の氏名を記録し、合わせて自社の了解確認した担当者名を記録する。

(3) 整備作業（整備係）

作 業 内 容	手 順
ア. 整備作業の実施 （車両法第94条の5）	1. 指定整備記録簿（作業指示書）に指示された項目の整備作業を実施する。 2. 分解すべき項目については、中間（分解）、点検を検査係が行い作業指示を行う。 3. 整備作業中に指示された項目以外の追加作業が新たに発生した場合は、担当者に連絡しその指示を受ける。 なお、この場合、依頼者の了解を得てその旨、指定整備記録簿の依頼事項欄又は、概算見積書（控）に記録した後に作業を指示する。 ----- ポイント ----- 1. 整備要領書・FAINES等の資料を整えておき、作業に活用すること。 2. 作業に最善を尽くし、整備ミスの防止を図ること。 3. 整備車両に対応した整備作業の方法、手順を定め効率化の向上を図ること。 4. 省力化機器、専用工具の活用を図り、作業精度の向上に努めること。 5. 部品係と連携を密にし、部品待ちによるアイドルタイムの減少に努めること。
イ. 限定自動車検査証の交付を受けた車両の整備 （車両法第94条の5の2）	限定自動車検査証に記載された保安基準に適合しない部分について整備をする。 ----- ポイント ----- 限定自動車検査証により限定保安基準適合証を交付する機会は少ないため、その都度、整備振興会等に手順、留意事項を確認するほうがよい。
ウ. 指定整備記録簿の記載 （車両法第94条の6）（指定規則第10条、第10条の2）	整備結果を指定整備記録簿に記載する。 なお、限定自動車検査証の交付を受けた車両を整備した場合についても整備結果を記載する。 ----- ポイント ----- 1. チェック欄の記入は、関連項目の作業終了ごとに行い、作業漏れ、記入漏れを防止する。 2. 指定整備記録簿は、整備作業区分を明示した記号等を用いて記入すること。 3. 筆記用具はボールペン等を用いると良い。 4. 交換部品（油脂類を含む。）は交換部品欄に明記するとともに、部品伝票と一致していることを確認すること。

（４）中間検査（分解検査）（検査係（整備主任者等））

作 業 内 容	手 順
ア.分解作業等の 良否判定	整備要員が分解作業の有無に関わらず、組付け状態を整備作業・分解作業ごとに確認する。 ポイント 1. 必要により、走行又はテスター等（例えばブレーキシュー交換に対するブレーキテスタ使用による点検）により確認しておくこと。 2. 中間（分解）点検は、厳正に実施しないと完成検査で整備不良が発見されることになり、再整備につながり経済的損失が大きくなることを認識すること。 3. 分解整備作業が不適切な場合、点検整備上の瑕疵と判断され、行政処分の対象となることがある。  

（５）完成検査（自動車検査員）

作 業 内 容	手 順
ア.同一性の確認 （指定規則第7条）	当該車両と自動車検査証（限定自動車検査証）に記載されている登録（車両）番号、車台番号、主要諸元等の同一性を視認等で確認する。
イ.構造及び装置の検査 （指定規則第8条）	法令で定められた検査の基準（指定規則別表第2）により、当該車両の構造及び装置について検査を実施する。 なお、限定自動車検査証の交付を受けた車両については、整備を行った部分に加え当該整備を行ったことによって、保安基準適合性に影響が生じる部分がある場合、その部分についても検査を行う必要がある。 ポイント 1. 完成検査は、道路運送車両の保安基準、審査事務の実施に関する規程及び社内基準等により行うこと。 2. 自動車検査員は、完成検査を公正、かつ、確実にを行うため当該検査に係わる自動車の整備作業については、軽微なものを除き、その実務に従事しないこと。 3. 法第94条5第4項の点検及び検査を複数の自動車検査員が分担して行う場合には、社内規程等により作業の分担を定める等、必要な作業が適切に行われるとともに、作業後にそれぞれの自動車検査員が行った点検作業及び検査作業が明確に区分できる体制を有していること。

作 業 内 容	手 順
	4. 自動車検査員は、検査作業の実務の全過程を自ら行うこと。また、法第94条の5第4項後段の規定に基づき自動車検査員が点検及び検査を行う場合には、点検作業及び検査作業の実務の全過程を自ら行うこと。 ただし、検査に伴う簡単な作業は、補助者が行っても差し支えない。 5. 完成検査場に計算機を備え付け、ブレーキ制動力、ヘッドライト等の測定結果は、その場で指定整備記録簿に記載すること。 ※メモ用紙の使用は転記漏れの恐れがあるため、使用しないことが望ましい。 6. 検査機器は仕業点検、定期点検が実施されており、所定の精度が維持されていることを確認すること。 7. 完成検査場で整備作業を実施してはいけない。（検査機器を用いる点検、軽微な調整、給油脂作業等程度は差し支えない。） なお、完成検査時に不具合等が認められた場合は、再検査処理簿に記録し、社内教育に活用する。 8. 共用設備を使用した場合は、指定整備記録簿の余白部分（裏面等）に当該共用設備の管理責任者の署名、押印を受けるか、共用設備の使用管理台帳による管理を確実にすること。 9. 受入点検と完成検査とを、同一の自動車検査員が実施した場合、点検の結果、保安基準に適合していると認めた部分でその後、実施された整備が当該部分の保安基準に適合している状態に影響を及ぼすものでなかった箇所については、検査において保安基準に適合するものとみなす。 10. 法第94条の5の2第3項の規定により準用される「当該整備に係わる部分についての検査」とは、整備を行った部分に加え、当該整備を行ったことにより保安基準適合性に影響が生じる部分があった場合には、その部分について検査を行うことであり、例えば、緩衝装置の整備を行った場合には、当該部分に加え、前照灯の検査を行う必要がある。 11. 法第94条の5第4項後段の規定に基づき行う自動車検査員の点検は指定規則第8条第2項に規定する点検項目の一部を行うこととしても差し支えない。 また、検査の結果、保安基準に適合していると認められる状態がその後実施される法第94条の5第1項の点検及び整備の作業の影響を受けない部分については、指定規則第8条第2項の点検の際に、指定規則別表第二の3の項及び4の項の検査を行っても差し支えない。

作 業 内 容	手 順
ウ. 指定整備記録簿の記載(車両法第 94 条の 6)(指定規則第 10 条、第 10 条の 2)	1. 完成検査の結果を指定整備記録簿に記載する。 なお、限定自動車検査証の交付を受けた車両を整備した場合についても、完成検査の結果を記載する。 2. 完成検査の結果、保安基準に適合すると認めた場合は指定整備記録簿に自動車検査員が記名し、完成検査に合格した旨の記載を行う。 3. 複数検査員が分担して点検作業、検査作業の実務を実施した場合には、指定整備記録簿に、実施した検査員氏名、作業区分及び実施日を記載する。 ポイント 1. 検査結果の記載は、整備作業区分を明示した記号等及び数字、字句を用いてボールペン等を使用して行うと良い。 2. チェック欄、測定結果欄への記入は、各項目又は関連項目終了ごとに行い、検査漏れ、記入漏れを防止すること。 3. 点検、整備及び検査結果(受入点検、整備内容、完成検査)について、記載漏れがないか総合チェックすること。

(6) 保安基準適合証等の記載及び証明(自動車検査員)

作 業 内 容	手 順
ア. 保安基準適合証等及び限定保安基準適合証への証明(車両法第 94 条の 5、第 94 条の 5 の 2) (指定規則第 7 条)	1. 保安基準適合証等及び限定保安基準適合証に完成検査年月日等必要事項を記入し、自動車検査員が自筆署名して押印すること。 2. 複数の検査員が、同一車両の点検及び検査の実務に携わった場合は、当該車両の点検及び検査の実務に携わった全ての検査員が証明します。この場合、検査員の行う点検及び検査が複数日にまたがる場合には、最後に検査の実務を行った年月日を記載します。 また、証明欄に全ての検査員が署名できない場合には、最後の検査の実務を行った検査員の署名押印に続き他何名と記載し、他の検査員については余白部に署名押印します。 ※保険特例扱いのミスが多いため、検査員が予め自賠責保険証明書を確認することが望ましい。

(7) 必要書類の作成（フロント係等）

作 業 内 容	手 順
ア. 継続検査申請書の記載	継続検査申請書（OCR シート）を作成する。 ポイント 1. 継続検査申請書の黒枠の枠内からはみ出すことなく文字を記載すること。 2. OCRシートは折り曲げたり水にぬらさないこと。
イ. 点検整備記録簿の作成 （車両法第 49 条）（自動車点検基準第 4 条）	当該指定整備に係る点検整備記録簿は、所定の事項を確実に記入し作成する。 ※ 近畿運輸局監修の指定整備記録簿を使用している場合は、点検整備記録簿・特定整備記録簿を兼ねています。

**（８）関係書類の審査及び保安基準適合証等及び限定保安基準適合証の交付
（事業者・事業場管理責任者・又は代務者等）**

作 業 内 容	手 順						
ア．保安基準適合証等及び限定保安基準適合証の交付 （車両法第94条の5、第94条の5の2） （指定規則第9条、第10条、第10条の2） （自賠責法第9条）（自賠責法施行規則第1条の2）	1．次の帳票類の内容をチェックして、その適合性を確認のうえ、保安基準適合証等及び限定保安基準適合証に交付年月日を記入し、事業者印を押印する。						
	<table><tr><th>帳 票 類</th><th>チェックの内容</th></tr><tr><td>(1) 保安基準適合証等及び限定保安基準適合証</td><td>1. 自動車検査員の自署、押印の有無 2. 検査年月日（指定整備記録簿と照合） 3. 自動車検査証（限定自動車検査証）記載事項と保安基準適合証等及び限定保安基準適合証の記入事項との照合 4. 保険期間（自賠責保険証明書と照合） 5. 最終検査申請日（検査年月日、保険期間と自動車検査証における有効期間満了日と照合） ※【参照 特例扱いに注意 76～78 頁】 6. 保安基準適合標章の有効期間、起算日、登録番号等 7. 保安基準適合標章未交付時の処理状況（記載面を朱抹しているかどうか） 8. 継続検査申請手数料（印紙貼付の有無）軽自動車は除く ただし、限定保安基準適合証を交付する場合は4、5、6、は除く。 ポイント ① 事業者印及び保安基準適合証綴りは、施錠できる金庫又はロッカー等に保管しておき、不正行為及び盗難防止の措置を講じること。 ② 自賠責保険証明書の有効性（自賠責保険の有効期間が更新される自動車検査証の有効期間の全てと重複していること）が認められない場合は、保安基準適合証を交付してはならない。 ※【特例扱いは可】 </td></tr><tr><td>(2) 指定整備記録簿</td><td>1. 自動車検査員の記名の有無 2. 完成検査年月日は、保安基準適合証等と照合 3. 保安基準適合証等及び限定保安基準適合証の番号（適合証及び適合標章と照合） 4. 自動車検査証（限定自動車検査証）記載事項と照合 5. 点検、整備の概要欄、機器による検査欄等所定事項の記載は適切か 6. ボールペン等で記載されているか 7. 測定値等に誤り又は記載漏れはないか</td></tr></table>	帳 票 類	チェックの内容	(1) 保安基準適合証等及び限定保安基準適合証	1. 自動車検査員の自署、押印の有無 2. 検査年月日（指定整備記録簿と照合） 3. 自動車検査証（限定自動車検査証）記載事項と保安基準適合証等及び限定保安基準適合証の記入事項との照合 4. 保険期間（自賠責保険証明書と照合） 5. 最終検査申請日（検査年月日、保険期間と自動車検査証における有効期間満了日と照合） ※【参照 特例扱いに注意 76～78 頁】 6. 保安基準適合標章の有効期間、起算日、登録番号等 7. 保安基準適合標章未交付時の処理状況（記載面を朱抹しているかどうか） 8. 継続検査申請手数料（印紙貼付の有無）軽自動車は除く ただし、限定保安基準適合証を交付する場合は4、5、6、は除く。 ポイント ① 事業者印及び保安基準適合証綴りは、施錠できる金庫又はロッカー等に保管しておき、不正行為及び盗難防止の措置を講じること。 ② 自賠責保険証明書の有効性（自賠責保険の有効期間が更新される自動車検査証の有効期間の全てと重複していること）が認められない場合は、保安基準適合証を交付してはならない。 ※【特例扱いは可】	(2) 指定整備記録簿	1. 自動車検査員の記名の有無 2. 完成検査年月日は、保安基準適合証等と照合 3. 保安基準適合証等及び限定保安基準適合証の番号（適合証及び適合標章と照合） 4. 自動車検査証（限定自動車検査証）記載事項と照合 5. 点検、整備の概要欄、機器による検査欄等所定事項の記載は適切か 6. ボールペン等で記載されているか 7. 測定値等に誤り又は記載漏れはないか
	帳 票 類	チェックの内容					
(1) 保安基準適合証等及び限定保安基準適合証	1. 自動車検査員の自署、押印の有無 2. 検査年月日（指定整備記録簿と照合） 3. 自動車検査証（限定自動車検査証）記載事項と保安基準適合証等及び限定保安基準適合証の記入事項との照合 4. 保険期間（自賠責保険証明書と照合） 5. 最終検査申請日（検査年月日、保険期間と自動車検査証における有効期間満了日と照合） ※【参照 特例扱いに注意 76～78 頁】 6. 保安基準適合標章の有効期間、起算日、登録番号等 7. 保安基準適合標章未交付時の処理状況（記載面を朱抹しているかどうか） 8. 継続検査申請手数料（印紙貼付の有無）軽自動車は除く ただし、限定保安基準適合証を交付する場合は4、5、6、は除く。 ポイント ① 事業者印及び保安基準適合証綴りは、施錠できる金庫又はロッカー等に保管しておき、不正行為及び盗難防止の措置を講じること。 ② 自賠責保険証明書の有効性（自賠責保険の有効期間が更新される自動車検査証の有効期間の全てと重複していること）が認められない場合は、保安基準適合証を交付してはならない。 ※【特例扱いは可】						
(2) 指定整備記録簿	1. 自動車検査員の記名の有無 2. 完成検査年月日は、保安基準適合証等と照合 3. 保安基準適合証等及び限定保安基準適合証の番号（適合証及び適合標章と照合） 4. 自動車検査証（限定自動車検査証）記載事項と照合 5. 点検、整備の概要欄、機器による検査欄等所定事項の記載は適切か 6. ボールペン等で記載されているか 7. 測定値等に誤り又は記載漏れはないか						

	8. 交換部品(部品伝票又は作業伝票及び整備作業内容と照合) 9. 指定事業者の氏名又は名称 10. 記載内容、記入漏れ等を確認
(3) 自賠責保険証明書	1. 有効期間(更新される自動車検査証有効期間の全て証明書と重複すること) ※特例扱いに留意する。 2. 登録番号等は自動車検査証と照合
(4) 自動車検査証	1. き損、汚損していないか 2. 限定自動車検査証の場合、その有効期間内であるか
(5) 自動車税納税証明書	滞納がなく、その有効期限が継続検査申請予定日を満足しているか(軽自動車及び小型二輪自動車に限る。)
(6) 継続検査申請書及び検査手数料	1. 所定の事項が記入又はマークされているか 2. 手数料額は適正か
(7) 自動車重量税納付書	所定の事項が記入され、納付額が適正か
(8) 保安基準適合証等(限定保安基準適合証) 交付台帳	所定の事項が記入され、事業者又は事業場管理責任者・保安基準適合証交付代務者、自動車検査員の押印がなされているか
(9) 放置違反金滞納の有無	1. 放置違反金滞納の可能性がある場合は、使用者から同意書を取り、滞納情報照会システム等により確認する 2. その結果滞納があれば、所定の手続きをとる必要がある
2. 最終検査申請日を明示する必要があるものは、保安基準適合証の所定の位置にその年月日を記入すること。 3. 保安基準適合証等及び限定保安基準適合証を書き損じた場合には、記載面を朱抹して破棄せずに適合証綴りに保存しておくこと。 4. 保安基準適合標章を交付する場合、有効期間の起算日は、黒色のボールペン等で有効期間の満了する日は、所定のゴム印又はプリンタを用いて、赤色又は黒色により明瞭に押印又は印字する。 5. 保安基準適合標章を交付しない場合は、当該適合標章の記載面を朱抹したうえ、保安基準適合証綴りから切り離さずに保安基準適合証(控)とともに保存する。 6. 一時抹消登録を受けた自動車並びに自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車の場合は、「自動車登録番号又は車両番号」欄及び「保険期間」欄に記載しないこと。	

	7. 限定保安基準適合証には、「乗車定員」欄、「最大積載量」欄、「用途」欄、「車両総重量」欄、及び「保険期間」欄に記載しないこと。 8. 使用者が未定である場合は、「使用者」欄に所有者の「氏名又は名称」及び「住所」を記載すること。 9. 代務者が交付したものは、後日事業場管理責任者に報告する。
--	--

（９）更新手続

作 業 内 容	手 順
ア．継続検査の申請 (車両法第62条)	運輸支局等又は軽自動車検査協会に継続検査に必要な次の書類を提出し、審査を受ける。 1. 自動車重量税納付書 2. 自動車検査証（限定自動車検査証） 3. 保安基準適合証及び限定保安基準適合証 4. 自動車税納税証明書（軽自動車及び小型二輪自動車に限る。）
イ．有効期間の更新等	※交付された自動車検査証と検査標章について確認する。 1. 審査の結果、有効期間が更新された自動車検査証と検査標章の交付を受ける。 2. 更新された有効期間及び交付された検査標章に間違いがないか確認する。 3. 走行距離計表示値等、自動車検査証の備考欄を確認する。 ※走行距離計が交換された等の理由で、備考欄に記載された総走行距離よりも下回る等の場合、更新窓口でのトラブルを防ぐために、付箋やメモ書きを貼付しておくことが望ましい。

（10）納車

作 業 内 容	手 順
ア．検査標章等の貼付(車両法第66条) (施行規則第37条の3)	当該車両に検査標章及び定期点検整備済ステッカーを所定の位置に貼付する。 ポイント 1. 検査標章を貼付する際、旧検査標章を必ず剥がすこと。 ※有効期間切れの検査標章・定期点検整備済ステッカーは受入点検時に剥がすことを指示する。 2. 検査標章の貼付は、（前方かつ運転者席から見易い位置）運転者席側上部で、車両中心から可能な限り遠い位置 ※例外 ただし、上記位置で運転者の視野を妨げる場合は、運転者の視野を妨げない、前方かつ運転者席から見易い位置 【参照 自動車検査業務等実施要領3-9 検査標章の交付等】

作 業 内 容	手 順
イ. 車両の引渡し	料金の精算後、自動車検査証、指定整備記録簿(点検整備記録簿)、自賠責保険証明書、整備保証書とともに顧客に納車する。
	----- ポイント ----- 1. 整備料金の明細（部品、材料費、工賃、外注費、追加作業費等）について説明を励行すること。また、アドバイス・説明事項も合わせて説明すること。 2. 交換済部品の提示又は返却を行い、交換した理由の説明を励行すること。 3. 継続検査申請に必要な諸費用（検査手数料、自動車重量税、自賠責保険料、検査代行手数料等）の明細について、説明を励行すること。 4. 車両を引渡す際に整備の状態、備品類の有無等について、確認を受けたうえ、アドバイス事項があれば説明すること。 5. 次回の定期点検の必要性及び自動車の保守管理責任を説明すること。
ウ. 保安基準適合標章を交付して納車する場合 （車両法第94条の5）（施行規則第37条の4）（自賠責法第8条）	1. 保安基準適合標章は、有効期間を表示した面を車両の前方から見易い位置（運転者の視野を妨げるような位置でないこと）に表示すること。 2. 顧客に保安基準適合標章の有効期間、表示方法等の取り扱いについて周知する。 3. 運行する場合は、自賠責保険証明書を備え付けなければならない。 4. 保安基準適合標章の有効期間が満了した場合は、破棄するように使用者に教示すること。
エ. アフターサービス	1. 概ね一週間後くらいに納車後の調子伺いをする。 2. 自動車検査証及び検査標章を後日（郵便含む）使用者に渡す場合、検査証の自動車への備え付け、また、検査標章の適切な位置への表示を教示すること。
オ. 納車後の苦情	納車後、再整備等の苦情のあった場合は、迅速に対処し、苦情処理簿等に記録するとともに原因を究明し社内教育等で周知徹底する。 なお、保証期間内のものは、その定めに基づき処理すること。
	----- ポイント ----- 1. 苦情から逃げない。逃げることは苦情を大きくする。 2. 顧客の立場になって対応する。 3. 結論は急がず、処理はスピーディーに行う。 4. 災い転じて福となす良いチャンスであり、真剣に取り組む。 5. 冷静に最後まで顧客の話を聞く。 6. 顧客と論議してはならない。 7. 苦情の内容を正確に把握する。 8. いいかげんな返答は絶対にしない。 9. 無理な要求には、はっきりと断る。 10. ときには場所を変えて話し合う。

4. 検査機器による検査基準（抜粋）

制 動 力（保安基準第12条、細目告示第93条、第171条 審査事務規程9-3）

項 目			判 定 基 準		
主制動装置	和	一般車両	制動力の総和	※審査時車両状態	4.90N/kg（重量の50%）以上 ※BC
			後車輪制動力の和		0.98N/kg（後軸重の10%）以上
		トレーラ	制動力の和		4.90N/kg（軸重の50%）以上 ※BC
		※A	制動力の総和	車両総重量の	3.92N/kg（40%）以上 ※B
	左右の制動力の差				0.78N/kg（軸重の8%）以下
駐車ブレーキ		制動力の総和	※審査時車両状態		1.96N/kg（重量の20%）以上 ※D
分離ブレーキ		制動力の総和			

※審査時車両状態＝空車状態＋55kg（運転者1名：前軸重に加える）
 ※A：最高速度80km/h未満で 車両総重量÷車両重量≤1.25倍の車両
 ※B：前軸の全車輪がロックし計測が困難な場合は、基準に適合するものとみなす。（全車輪ロック）の記載要
 ※C：ブレーキ・テストのローラが濡れている時は、3.92N/kg（40%）以上の基準を適用する。（W）の記載要
 ※D：駐車ブレーキの全ての車輪がロックし、計測することが困難な場合は、駐車制動力は基準に適合しているものとみなす。（全車輪ロック）の記載要

走行用前照灯（保安基準第32条 細目告示第42条、第120条、第198条 審査事務規程9-8）

項 目			判 定 基 準		
光 度	2灯式前照灯	すれ違い用前照灯が同時に点灯しないもの	1灯につき		15,000cd 以上
		すれ違い用前照灯が同時に点灯するもの			12,000cd 以上
		12,000cd 未満の場合はすれ違い用前照灯との合計	合計が		15,000cd 以上
	4灯式前照灯	主走行ビーム	1灯につき		12,000cd 以上
		12,000cd 未満の場合は他の走行ビームとの合計	合計が		15,000cd 以上
光軸の範囲	左右前照灯 最高光度点 の範囲 （前方10m）	左右方向の振れ		27cm以下	
		水平方向の振れ	上 方	10cm以下	
			下 方	取り付け高さの1/5以下	

※最高光度の合計は430,000cd 以下

すれ違い用前照灯（保安基準第32条 細目告示第42条、第120条、第198条 審査事務規程9-8）

（平成10年9月1日以降の製作車）

項 目			判 定 基 準		
光 度	カットオフあり	すれ違い用前照灯の中心高さ	1m以下	左 23cm 下 11cmの測定点で	1灯につき6,400cd 以上
			1m超え	左 23cm 下 16cmの測定点で	
	カットオフラインが確認できないもの等			下欄◎の範囲内の最高光度点で	
光軸の範囲	カットオフあり	すれ違い用前照灯の中心高さ	1m以下		前方10mでエルボ一点が左の [] にあれば適合
			1m超え		
	カットオフラインが確認できないもの等	1m以下	◎		最高光度点が左のいずれかの [] にあれば適合
		1m超え	◎		

サイドスリップ（保安基準第11条 細目告示13条、第91条、第169条 審査事務規程9-2）

項 目	判 定 基 準
4輪以上の自動車のかじ取車輪の横すべり量	走行1mにつき ±5mm以下は適合

速度計（保安基準第46条 細目告示第148条、第226条 審査事務規程9-11）

項 目			判 定 基 準		
指示の誤差	一般車両	測定車の速度計が 40km/h を指示した時 のテストの指示値	H18 年 12 月 31 日までの製作車	31.0 ～	44.4 (-4.4)
			H19 年 1 月 1 日以降	“(+9.0)	42.5 (-2.5)
	二輪、側車付二輪、三輪、		H18 年 12 月 31 日まで	“(+10.9)	44.4 (-4.4)
			H19 年 1 月 1 日以降	“(+10.9)	42.5 (-2.5)

排出ガス：一酸化炭素及び炭化水素（保安基準第31条 細目告示第41条、第119条、第197条 審査事務規程9-6）

		H10 年規制前		H10 年規制以降								
一般車両	4サイクル	4.5%	1,200ppm 以下	1%・300ppm 以下 (GA・GB を除く 2 桁・3 桁型式)								
	2サイクル		7,800ppm 以下									
	特殊エンジン		3,300ppm 以下	← 例：ホンダ AS800 マツダ L10B ニッサン KPGC10 他								
軽自動車	4サイクル	4.5%	1,200ppm 以下	2%・500ppm 以下 (2 桁・3 桁型式)								
	2サイクル		7,800ppm 以下									
		H19 年規制前		H19 年規制以降								
大型特殊				1%・500ppm以下 (EAT、EBT、ELT以降)								
		H11年規制前		H11年規制			H19・H28年規制			R2年規制		
小型二輪	4サイクル		4.5%	2,000ppm以下	BC	3.0%	1,000ppm	EBL	0.5%	1,000ppm	8BL	
	2サイクル			7,800ppm以下	BD			2BL				

黒煙・粒子状物質（保安基準第31条 細目告示第41条、第119条、第197条 審査事務規程9-7）

		H5年規制前	H5・6年規制	H9年規制以降（目視不可） オパシ認証車・H17年規制	オパシ認証車 H21・22・26・28・30 規制
黒煙汚染度	50%以下	無・K・N・P・Q S・U・W・X・Y	40%以下	25%以下	0.50m ⁻¹ 0.40m ⁻¹
粒子状物質（スクリーニング値）	2.76m ⁻¹		1.62m ⁻¹	0.80m ⁻¹	
粒子状物質（閾値）	2.20m ⁻¹		1.29m ⁻¹	0.64m ⁻¹	
			KA・KB KC・KD	KA～KD以外の 2桁型式及び 3桁型式車	3桁の型式で 1桁目が F, L, M, R, S Q, T, Y, 2～7

警音器（保安基準第43条 細目告示第141条、第219条 審査事務規程9-10）

車両製作時期	測定方法	判定基準
H15年12月31日以前	車両中心前端から2m、高さ1mの位置：2回測定した平均値（補正回路C特性）	90～115dB
	車両中心前端から7m、高さ0.5～1.5mの最大音の位置 2回測定した平均値（補正回路A特性）	93～112dB
H16年1月1日以降	車両中心前端から7m、高さ0.5～1.5mの最大音の位置 2回測定した平均値（補正回路A特性）	87～112dB

近接排気騒音（保安基準第30条 細目告示第40条、第118条、第196条 審査事務規程9-5）

種 別				項 目	H10年規制前	H10年規制	H11年規制	H12年規制	H13年規制
普通・小型・軽自動車 (下記を除く)	車両総重量	3.5 トン超 200HP(※150kw) 超	乗用(バス)		107dB	99dB			
			乗用以外		107dB			99dB	
		3.5 トン超 200HP(※150kw) 以下	全輪駆動車		105dB			98dB	
			全輪駆動以外	乗 用	105dB			98dB	
		乗用以外		105dB			98dB		
		1.7 トン超 3.5 トン以下		103dB			97dB		
	1.7 トン以下		103dB			97dB			
軽自動車	運転席の前部にエンジン		103dB			97dB			
	上記以外		103dB			97dB			
定員 10 人以下の乗用車で 普通・小型・軽自動車 (下記を除く)	車両の後部にエンジン	乗車定員	7 人以上	103dB			100dB		
			6 人以下	103dB	100dB				
	上記以外		7 人以上	103dB			96dB		
			6 人以下	103dB	96dB				
小型二輪自動車(側車付二輪を含む)					99dB			94dB	
大型特殊・小型特殊					110dB				
マイクロホンの位置は排気管開口部の高さ、外側後方45°、0.5mの位置で原動機の最高出力時の回転数の75%(5,000ppmを超える二輪自動車は50%)±3%の回転数で2回測定した平均値(補正A特性) ※150kwは平成10年規制以降のもの ※測定方法 審査事務規程別添9.10参照									

業務資料〔資料編〕

【掲載参考資料】

令和6年度版 自動車特定整備・業務資料

- (6)自動車特定整備事業者及び指定自動車整備事業者における OBD 検査システムの I D 等の管理に係る遵守事項及び留意事項について（令和 6 年 3 月 28 日 国 自 基 第 267 号の 2）4 8
- (7) OBD 検査システム利用事業者の各種申請等における連絡体制等の取扱方針について（令和 6 年 3 月 28 日国自整第 268 号の 2）5 0
- (8) OBD 検査用サーバーに接続できない場合の特例措置の実施要領について（令和 6 年 3 月 2 8 日国自基第 221 号の 2、国自整第 270 号の 2）5 5
- (11)自動車特定整備事業者等における OB 検査及び OBD 確認の取扱方針について（令和 6 年 3 月 28 日国自整第 278 号の 2）8 0

【掲載参考 Web サイト】

ホーム | OBD 検査ポータル (naltec.go.jp) OBD 検査関連
<https://www.obd.naltec.go.jp>

電子車検証特設サイト (mlit.go.jp) 特定等記録事務代行制度関係
<https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp>

日整連自動車情報サイト（振興会向け） (jaspa.or.jp) 継続検査 OSS 関連
<https://www.jaspa.or.jp/portals/ossmember/index.html>

自動車検査登録総合ポータルサイト | 国土交通省 (mlit.go.jp) 自動車検査登録関連
<https://www.jidoushatouroku-portal.mlit.go.jp/jidousha/kensatoroku/>